



FTちゃん新聞

7月号

7月は私と事務所の誕生日。39回目と7回目。30代最後の1年、有意義にしたいです。



URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com

平成20年7月7日
徳野会計事務所
〒577-0006
東大阪市橋根3-12-28
TEL: 06-6744-3961
FAX: 06-6744-3963



夏が来ました。飼っていたカブトムシが今年の夏の終わりに卵を産み、それが幼虫になり冬を越し、さなぎになって、先週あたりからとうとう、次々と成虫になり出しました。その数30。(虫が苦手な方、こんな話題ですみません) 幼虫は腐葉土を食べるのですが、かなりの量を消費するため、時々土の入替えをしていました。大阪で腐葉土といっても用意するのが大変なわけですが、そういう需要に応えるため、**大手ホームセンターでは、季節問わず、「幼虫が大きくなる！カブトムシの腐葉土」なんてコピーがある商品を並べていました。**

2~3回買いに行きましたが、あまり虫とは関係のなさそうな冬であってもそこそこの売り場面積を確保していたので、結構売れるんでしょうね。売り手の思惑通りに真冬に腐葉土を買って、甲斐々々しく幼虫の世話をする40前のおっさんって... と思いながらも、幼虫の成長の過程を子供が図鑑で確かめて、「カブトムシは幼虫の間、8,000~1万個もウンチするねんぞ」なんて友達に教えている様子を見ますと、「ま、これはこれでいいんやわ」と思ったりしています。これから夏の終わりまで、30匹のカブトムシの世話をするのは大変ですし、せまい飼育ケースの中で飛んであちこちにぶつかっているのもかわいそうなので、友達・親戚に分け、それでも余るので、親のカブトムシを捕まえた和歌山の山に帰そうと思っています。箱入り息子・娘たちが山で生きていけるか心配ですが...



◆税務情報 中小企業会計指針と信用保証協会との関係

担当: 荒田

信用保証協会の保証による融資を受ける場合、保証料がかかってくるわけですが、その保証料率の割引制度があるのをご存知でしょうか。その割引制度として、「有担保割引」と「会計処理による割引」があります。「有担保割引」とは、物的担保の提供により保証料率を割引される制度で、「会計処理による割引」とは、財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士が作成した「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」を提出することで、割引される制度(0.1%)です。**ただ、このチェックリストを提出するだけでいいのではなく、そのチェック内容が重要となります。**つまり、中小企業の会計として、適正な処理・表示が行われていることが前提となります。その例を挙げますと、次のようなものです。
①減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行ったか。
②回収不能な債権がある場合、貸倒損失を計上し債権金額から控除したか。
③決算日後に納付すべき税金債務は、流動負債に計上したか。
これらの処理を行わなくても税務上は認められますが、会計上は認められていません。このチェックリストにつき、これらの処理を行っていない場合は弊社では作成できない場合がありますので何卒ご了承くださいますようお願いいたします。

◆改正最低賃金法の内容再確認

担当: 杉山

昨年大幅に改正され今年20年7月1日に施行されます。**1番の改正点は、罰金額が大幅に引き上げられたことです。**賃金は、最低賃金法等によって地域・産業ごとに定められた「最低賃金」以上の額でなくてはなりません。仮に最低賃金より低い賃金を労使双方合意のうえで定めても、それは無効になり、労基署から指導を受けることがあります。二つ以上の都道府県に事業所が存在する企業では、それぞれの地域での最低賃金の額が適用されます。また適用される最低賃金が二つ以上になる場合(地域別と産業別)、原則として最低賃金の高いほうを適用しなければなりません。(参考)
<地域別最低賃金額(19年度)>
大阪:731円 東京:739円(最高) 沖縄:618円(最低)
<産業別最低賃金額(19年度 大阪府の場合)>
鉄鋼業:828円 各種商品小売業:759円

◆「もみじマーク」の表示義務化

担当: 杉山

昨年の道路交通法の改正により、75歳以上の自動車運転者は高齢運転者標識(通称「もみじマーク」)を表示することが義務化されました。**20年6月1日より施行され違反者には反則金4,000円と行政処分点数1点が科されます(ただし、当初1年間は指導期間として罰則は適用されません)**。自社に高齢者運転者がいる場合にはその表示をきちんとさせる事はもちろん、営業車や社有車を運転する社員に対しては、これを機会に、改めて安全運転を徹底することが求められます。また、同時に後部座席のシートベルト着用も義務化されました。後席の同乗者にベルト着用を促す習慣付けにも、会社として取り組まれていく必要があります。

◆税務スケジュール(7月)

7月10日(木)
・6月分 源泉所得税の納付
・1~6月分 源泉所得税の納付(納期の特例分)
・6月分 住民税の納付(特別徴収)
・社会保険 算定基礎届

7月15日(火)
・所得税 予定納税額の減額申請書



7月31日(木)
・5月決算法人 確定申告
・11月決算法人 中間(予定)申告
・6月分社会保険料
・所得税の予定納税



担当: 岡村

◆経理合理化 (経理事務をすべてインターネットで!)

担当: 荒田

経理事務(見積書の作成・承認、受注契約管理、請求書の発行・承認、売掛金の回収管理、支払申請・承認・振込、経費精算申請・承認・決済等)がすべてインターネットで処理できるようになると便利になるといませんか?
①ハンコを押してまわっていた各種申請書類を、会社に戻らずに自宅や出張先でも確認・作成できるようになる。
②取引の状態がいつでも、どこでも、誰でも確認できるようになる。
弊社では、今後経理事務のインターネット化もお手伝いできるように取り組んでいきたいと考えております。

◆専門家の声 (三好 勝先生 (弁護士))

担当: 徳野

●プロフィール
1952年11月 山口県下関市に生る
1975年3月 大阪大学法学部卒、某都市銀行勤務
1988年 司法試験合格
1991年4月 弁護士登録
1995年4月 三好・船戸法律事務所設立
2003年12月 三好勝事務所設立、現在に至る



●業務内容 主として民事商事関係の事件相談等を扱い、スピーディーをモットーに取り組んでおられます。

●徳野からのコメント
三好先生とは、賃貸マンションのオーナーの協同組合、大阪リアルオーナー協同組合のサポートメンバーとして平成12年頃にお会いしたのがきっかけで、以後ずっと頼りにさせていただいています。私が独立した際には、わざわざお祝いを届けくださいました。滞在時間10分ほどだったでしょうか、本当にお忙しい合間を縫って駆けつけてくださりまして、感激いたしました。また、債権回収の相談をした際には、日曜日に奥様とドライブがてら、債務者の自宅の様子を見に行ってくださいなど、とてもフットワークが軽く、暖かなお仕事をされる弁護士先生です。

●自己PR
「道はある」私の思いです。
事務所の壁に「道はある」の毛筆書があります。これは、私がある事件を受任したときのエピソードから得た言葉です。受任して何度か裁判所に掛け合っただけですが、裁判所を納得させることができず、もうダメかと悩んでいたときに、大きなヒントを与えてくれた言葉です。これによりその事件も、私のお客様優位に進めることができました。それ以来、この言葉は私の軸です。いろいろ考えれば、きっと道が開けるでしょう。悩まずに、まずはご相談を!

◆スタッフより (最近の映画館)

担当: 杉山

先月の28日(土)久しぶりに映画を観に行ってきました。私は娯楽物が好きなので話題の「インディジョーンズ」です。ご存じだと思いますが毎月1日は映画の日、毎週水曜日はレディースデー(大阪の場合ですが)等通常大人1,800円(高いです)のところ1,000円という手頃なプライスにしています。他には夫婦割引という特典があり(どちらかが50歳以上なら二人で2,000円)私は夫婦で行く時はいつもこの特典を利用させてもらっています。最近半年もすればレンタルビデオで観ることが出来るようになりましたがそれでも映画館の大スクリーンで観ると迫力があります。座席もゆったりとしています。映画の後梅田の地下街で食事をして帰りましたが、時々思うのが本当に都会は便利だなという事です。自宅から30分以内で都心に行け、その周辺に娯楽施設が沢山ありその中から自分の観たいものが選択出来る。贅沢な事ですよ。

◆ねんきん特別便

担当: 岡村

6月から、現役加入者の方への送付が開始されましたが、今までは以下の3段階に分けて送付されています。

- ① 本年3月までに送付
年金記録にもれがある可能性が高い年金受給者・加入者
- ② 本年4月から5月までに送付
3月までにお送りしている方以外のすべての年金受給者
- ③ 本年6月から10月までに送付
3月までにお送りしている方以外のすべての現役加入者



私のところには、①のパターンで送られてきました。

出産のために以前勤めていた会計事務所を退職し、主人の扶養(第3号被保険者)となりましたが、「ねんきん特別便」には主人の扶養になった以降の内容しか記載がありません。

それまで勤務していた会計事務所、またその前に勤務していたシステム会社の情報は含まれていませんでした。年金手帳に勤務日・退職日等の記録を残していたので、すぐに確認が取れたのですが、改めて「年金受給者」だけの問題ではないと感じた次第です。

皆様のお手元にも届いているかも知れませんが、きちんと内容を確認する必要がありますね。